ユーザー視点の港湾再生による地域活性化のあり方に関する委員会 設置要綱 (案)

(設置)

1. 都市再生の推進に係る有識者ボードの下にユーザー視点の港湾再生による地域活性化のあり方に関する委員会(以下「港湾再生委員会」)という。)を置く。

(任務)

2. 港湾再生委員会は、京浜三港の相対的な地位の低下に鑑み、海運会社や荷主等のユーザーの意見を聴取することにより、京浜三港の活性化及びそのための支援のあり方を検討することを任務とする。

(構成)

- 3. (1) 港湾再生委員会は、学識経験者のメンバー4人で構成する。
 - (2) 座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。

(招集)

4. 港湾再生委員会は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、 座長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 委員会の庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

(雑訓)

8. この要綱に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年2月23日から施行する。